

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
3月12日
(火曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定（環境政策課）……………一

保安林の指定（萩市）（森林整備課）……………一

保安林指定実施要件の変更（森林整備課）……………二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）……………三

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………四

○公告

県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（石光換地区）の換地処分（農村整備課）……………四

平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）……………四

○選管告示

政治団体の名称等……………六

政治団体の異動事項……………六

解散等に係る政治団体の名称等……………六



山口県告示第七十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 要措置区域
山口市吉敷下東一丁目三二四三の一の一部及び三二四四の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

山口県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
萩市大字鈴野川字竹ノ浴尻九一の一、字かつら九六、字庵ノ浴奥三三二、三三四、一五八、字庵ノ浴三四一の二、三四四の一、一一六〇の三
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定に関する告示（平成十年山口県告示第三百四十一号）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国

市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美祢市美東町絵堂石屋古屋山一〇一八三の一、字高佐山一〇一八六、一〇一八七の一、字高森山一〇一八七、字大ボリカシラ山一〇一八七の二、字大堀ヶ浴一〇一八八の一から一〇一八八の三まで、字真名ヶ迫一〇一九一の一から一〇一九一の五まで、美東町綾木字浅小野一二五二六から一二五三〇まで、一二五三一の八、一二五三一の九、字正路畑一二五三一の一、一二五三一の二、一二五三一の四から一二五三一の七まで、一二五三一の一、一二七二四の一、一二七二六の三、一二八六六の一、字浅小野中山一二五三一の三、字浅小野権現山一二五三三から一二五三四まで、一二五三五、字肥後ヶ浴一二五四〇の二、一二五四一の一、一二五四一の二、字向山一二五七七、字桂山一二九八六、一二九八七、一二九九一から一二九九七まで、字平岩山一三〇〇七、一三〇〇八、字大庭山一三〇二二、一三〇二三、一三〇二五、字大羽山一三〇二五の二、一三〇二五の三、字柏ノ木迫山一三〇三八、字柏ノ木迫一三〇三九、字柏ノ木一三〇三九の一から一三〇三九の五まで、一三〇六八の一、一三〇六八の三、一三〇六八の四、字奥ノ田越山一三〇六八の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美祢市美東町大田字嶺ノ本一一八〇四、一一八〇七、字師ノ嶺一一八〇八、一一八〇九、字高間ヶ原一一八一〇、字師嶺一一八一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩国市錦町字小西谷四六四八、四六四九、一一四五一の一、一一四五一の二、字登り尾こふらがしら一一四四七の一、一一四四七の六五から一一四四七の六七まで、一一四四七の七七、一一四四七の七八、字大西谷一一四四七の七〇、一一四四七の七二、一一四五〇の一、一一四五〇の五

- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立下関総合支援学校食堂棟新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立下関総合支援学校食堂棟新築工事
 - (一) 工事場所 下関市後田町四丁目五六四番地一
 - (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄骨造 平屋建	一、一〇九平方メートル

- 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

 - (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成三十一年三月十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十一年三月二十九日から同年四月三日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十一年四月十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第七十六号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

糸米一丁目四番四二号

を

吉敷下東四丁目一七番一〇号

に、

糸米一丁目四番四二号山口県山口警察署

を

吉敷下東四丁目一七番一〇号山口県山口警察署

に改める。



(六二) 県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（石光換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の施行に係る石光換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 換地処分の年月日

平成三十一年二月二十六日

二 換地処分の内容

県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（石光換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(六三) 平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行われます。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

区分	科目	日 時	
		日	時
二級建築士試験	製図	平成三十一年九月十五日（日曜日）	午前十一時から午後四時
	学科	平成三十一年七月七日（日曜日）	午前十時から午後五時十分
木造建築士試験	製図	平成三十一年十月十三日（日曜日）	午前十一時から午後四時
	学科	平成三十一年七月二十八日（日曜日）	午前十時から午後五時十分

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二

山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

四 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受付場所における受験の申込み

(一) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十一年四月十八日(木曜日)から同月二十二日(月曜日)までの午前十時から午後五時まで

(二) 受付場所

山口市大手町三番八号
山口県建築士会館

(三) 受験申込書の提出方法

受験申込書は、山口県建築士会館において本人が直接提出すること。

六 郵送による受験の申込み

(一) 過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成三十年以前の二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に該当する者に限り、郵送により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十一年四月一日(月曜日)から同月十五日(月曜日)まで(平成三十一年四月十五日までの消印のあるものは、有効とする。)

(三) 受験申込書の提出方法

必ず簡易書留とし、東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター本部(郵便番号一〇二一〇〇九四)宛に送付すること。

七 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) 平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、公益財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十一年四月八日(月曜日)午前十時から同月十五日(月曜日)午後四時まで

八 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験

平成三十一年八月二十七日(火曜日)頃

2 木造建築士試験

平成三十一年九月十日(火曜日)頃

(二) 最終合格者

平成三十一年十二月五日(木曜日)頃

九 その他

(一) 受験要領、受験申込書等の配布は、平成三十一年四月一日(月曜日)から同年四月二十二日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)次の場所に行う。ただし、一般社団法人山口県建築士会においては、同月二十日(土曜日)及び同月二十一日(日曜日)についても配布を行う。

配布場所	所在地
一般社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号
山口県建築士会岩国支部	山口県建築士会館 岩国市元町三丁目二番一号
山口県建築士会防府支部	株式会社菊重設計事務所内 防府市大字新田二〇三三の一
下関市都市整備部建築指導課	株式会社防府建設事務センター内 下関市南都町一番一号
宇部市都市整備部建築指導課	下関市南都町一番一号
萩市土木建築部建築課	宇部市常盤町一丁目七番一号
下松市建設部住宅建築課	萩市大字江向五一〇
光市建設部建築住宅課	下松市大手町三丁目三番三号
長門市建設部建築住宅課	光市中央六丁目一番一号
柳井市建設部都市計画・建築課	長門市東深川一三三九の二
周南市都市整備部建築指導課	柳井市南町一丁目一番二番二号
山陽小野田市建設部建築住宅課	周南市岐山通一丁目一 山陽小野田市日の出一丁目一番一号

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一番一五号公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二一四四一八〇五五)にすること。

(三) 設計製図の課題は、平成三十一年六月十二日(水曜日)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaiec.or.jp/>)において公開する。



山口県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
浅本くにひろ後援会	木戸 甫行	河村 章	熊毛郡平生町大字大野北22の1		平成30、8、21
穴井けんじ後援会	木谷 行和	穴井 洋子	田布施町大字下田布施621の8		〃 〃 23
濱崎伸浩後援会	濱崎 伸浩	福本三枝子	下関市吉見本町/丁田2番30号		〃 〃 15
東浩二後援会	富田 辰也	時森 二郎	熊毛郡田布施町大字宿井1050		〃 〃 10
吉安新大後援会	吉安 新大	吉安 美穂	周南市大字呼坂1246		〃 〃 6

山口県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十一年三月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
細見正行後援会	菊元 斉	代表者	菊元 斉	菊元 五郎	平成30、3、

山口県中小企業政治連盟	和田 卓也	〃	和田 卓也	前村 隆規	〃 8、20
-------------	-------	---	-------	-------	--------

山口県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
議員定数削減を求める市民の会	阿部 次男	加藤 敏郎	防府市自由ヶ丘2丁目17番1号	平成30、8、27
税理士による中尾友昭後援会	藤上 博之	杉本 康平	下関市彦島西山町4丁目1番14号	〃 〃 7
もろおか皓二後援会	諸岡 皓二	諸岡 民子	萩市大字土原866の7	平成29、12、31